

○国土交通省告示第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める鉄道施設を次のように定める。

令和三年三月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第三項の国土交通大臣が定める鉄道施設は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する四国旅客鉄道株式会社の本四備讃線に係る鉄道施設とする。

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。